

〔追悼〕さらば橋元殿下

元常務理事・弁護士 畑 柳 達 雄



(財)民事紛争処理研究基金設立記念パーティーでの橋元先生

「財団法人 民事紛争処理基金」が設立されたのは1986（昭和61）年1月30日である。理事長加藤一郎、常務理事橋元四郎平、理事伊東乾、同内田武吉、同鴻常夫、同菊井維大、同新堂幸司、同原井龍一郎、同三ヶ月章、同山木戸克己先生らである。財団発足の経緯について、本報第20号に鈴木正裕先生が次のように解説されている。民事訴訟学会は吉川大二郎先生からご寄付頂いた1千3百万円を基金に研究助成事業をしてきたが原資が枯渇してきて学会内で寄付集めの話が出ていた。1984年暮れか85年初めころ、学会理事長の新堂幸司先生から総務担当理事の鈴木正裕先生に連絡があり、資金集めすることになった。「いったん目標を立てると、その実現に驚くべき熱意とバイタリティを示される新堂さんである。都労委で知り合われた橋元四郎平先生（弁護士。後の最高裁判事）を巻き込み、設立準備会を設置されるとともに、経団連へ働きかけ、いわゆる「寄

附割当表を」貰ってこられた」「私は関西それも大阪の企業を担当したが、これとてても大企業となると新堂、橋元両先生に来ていただいて、そのお供をして回るだけである。」

橋元さんと新堂さんは当時、東京都労働委員会公益委員として、毎週丸の内交通会館内の都労委に集まり、古山宏会長を補佐、多数の難件を処理していた。公平・無私、何があっても動じないこのトリオ、まさに肝胆相照らす仲であった。

基金発足の年、日本弁護士連合会事務総長に就任したことに象徴されるごとく、橋元さんは事務能力はもちろん、顔が広く人を見抜く眼力が抜群であった。その橋元さんが、発足時の財団の要である常務理事に就かれたことは、当財団にとって僥倖であった。事務経費を節約するために、長期間、事実上の事務局機能を橋元先生とヒロ子夫人が果たして下さったからである。さらに理事会の後などに先生とヒロ子夫人の御配慮で裏方を含めた会を催して頂いたこと忘れることができない。

橋元さんは福島県阿武隈山中、三春の出身で旧制田村中学、旧制第二高等学校文乙、東京大学法学部に入学、学徒出陣して陸軍に入った。戦後復学して卒業、少しあいて司法研修所6期生となったという経歴である。この間早くも高等学校時代に二つの道を開かれている。一つは「こけし人形」に始まる東北地方の民芸品収集と観賞・保護である。もう一つが短歌づくりである。後者は高校卒業後一旦中断された。1971年高等学校の友人色川大吉氏とフォルクス・ワーゲン・バンで「ユーラシア大陸学術調査」行をした際に、ロワール河支流の畔で「大河に蜻蛉（あきつ）むれとぶは すぎし日のふるさとか

あらず現実（うつつ）フランス」と歌ったときから再開したといわれる（「橋元四郎平 歌集 三春」小沢書店 あとがき）。歌集には、色川大吉氏、飯島耕一氏が序文を寄せている。飯島氏は「ちょっと意外なほどその歌は素直で、飾り気なく、禁欲的で、また人事の歌が少なく、大方は、草花、蝉や蝶、山や森の歌に徹底していたのである」「橋元さんは聴覚の詩人なのだ、それもどこまでも繊細な、ということのみを記しておく」と評された。弁護士という職業は人・人・人が対象であり、絶えず人間関係の縛れの中にいることが、そして内面の煮えたぎる情熱を抑えていることが、敢えて橋元さんの眼を花鳥風月、自然界に向けさせたものと私自身は考えている。ブルターニュで「石彫りの十字架象は 童形（どうぎょう）なり 村の地蔵のごとくゑまへる」と、ウイリーフォルストの名画未完成交響楽の麦畑のマリアを彷彿させる情景を詠っている。しかしスペインで「ゲルニカ」に接したときは、「幼らも 羊もなべて無差別に 銃撃せしとふ ファシスト彼ら」「ファシズムと戦ふ国際義勇軍の存在を 知らざりき『学徒

兵』われは」と嘆じている。このような橋元さんを色川大吉氏は次のように書いた。

「さらば！ 橋元殿下 9月6日、いよいよ橋元隊員と別れる時が来た。日頃、私を悩ました彼の短気やイライラ性は、こういう忙しい日にはかえって迫力をを見せた。特に国立ギリシャ銀行で、窓口の係員を叱咤、叱責して断乎として自分の要求をくりかえし、トラベラーズチェックを全額、ドルに換えさせたときの、シーンは迫力があった。その横顔を見て、北野君は『さすがですね』～『写真になる、さまになっている』とひとりで感動していた。～そういわれて見れば、この橋元君の迫力と横顔は、黒澤明の映画『生きる』の志村喬に似ているではないか。『志村喬に似ているな』と私が小声でいうと、北野君はすかさず、『殿下は、志村が好きだといっていました』と応する。」「『殿下』とはスタイン邸訪問以来、だれとはなしに使い出した橋元隊員への愛称だ。～私は感心して、あらためてわが友達を見直し、汗をふきだし、喰いつくようにギリシャの役人をにらみつけ、シンプルな英語をくりかえしている殿下を美しいと思った。」「それから数時間後に、彼はエール・フランス機で東洋をめざして飛び立っていった。私たちはふろしきの大包をさげたかれと握手を交わしてから急いで屋上にかけ上がり、かれが十分後に白く光る空の向こうに飛び去ってゆくまで見送っていた」（同氏著「ユーラシア大陸思索行」中公文庫100頁以下）本当はこのような凄さをもった橋元さんが、ヒロ子夫人とともに当財団の搖籃期から青年期までを、温かく見守り育てて下さったことに、心から感謝申しあげて本稿を終わる。

小宅の玄関脇には、橋元さんの一言で収集をやめた数十本の伝統こけしが佇立し、本棚の一隅には、橋元さんから頂いた三春の玉兎がちょこんと蹲っている。

橋元四郎平氏 常務理事就任期間

昭和61年3月—平成2年5月31日

平成4年6月—平成13年5月31日

〈目 次〉

[追悼]さらば橋元殿下	元常務理事・弁護士 畑柳達雄	1
I 研究助成・国際交流助成決定一覧		5
II 倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞について		6
当事者主導型倒産処理手続の機能の変容（要旨）	成蹊大学法学部准教授 村田典子	6
再建型倒産手続における利害関係人の間の「公平・衡平」な権利分配のあり方（要旨）	日本銀行金融研究所 山本慶子	7
破産管財実践マニュアル（要旨）	なのはな法律事務所弁護士 野村剛司	
	松本・山下綜合法律事務所弁護士 石川貴康	
	新宅法律事務所弁護士 新宅正人	7
III 講演会の開催		
〈第24回 講演会〉統一テーマ「民法（債権法）改正と現代における契約」		
債権法改正と契約自由〔要旨〕	東京大学大学院法学政治学研究科教授 中田裕康	8
企業間契約実務と債権法改正の基本方針	森・浜田松本法律事務所弁護士 澤口実	9
第1回～第24回講演会一覧		11
設立記念講演集『企業活動と紛争I・II』について		12
平成15年度～平成20年度研究助成・国際交流助成一覧		13
研究成果の公刊一覧		18
〈研究（中間）報告〉		
著作権法におけるフェアユースと市場		
徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部教授	泉 克幸	21
刑事司法過程における民事紛争処理システムの機能	東京大学大学院法学政治学研究科助教 佐伯昌彦	21
裁判における科学主義と法発展	立命館大学法学部教授 渡辺千原	22
実体法と手続法の意義および関係についての新たな研究視覚の探索	代表者 東北大学大学院法学研究科教授 小粥太郎	23
高齢者施設における新たな紛争解決方法	代表者 NPO法人日本メディエーションセンター代表理事 田中圭子	23
日韓比較民事訴訟法研究	代表者 立命館大学法学部教授 出口雅久	24
東アジアにおける個別労働関係紛争の裁判外解決システム	代表者 九州大学大学院法学研究院教授 野田進	25
行政機関との紛争処理—行政による規制執行における、紛争予防・事故予防としての交渉と戦略的ゲーム—	代表者 東京大学大学院法学政治学研究科助教 平田彩子	25
民事裁判における心理原則の再検討	代表者 名古屋大学大学院法学研究科教授 本間靖規	26
倒産・再生法制研究奨励金事業の運営について		27
民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ		29
倒産・再生法制研究奨励金懸賞論文募集について		29
研究助成事業の運営について		30
平成21年度会計報告		31
役員一覧		32

平成21年度事業内容**I 研究助成・国際交流助成決定一覧**

平成21年度は次表のとおりの研究助成・国際交流助成を行いました。

研究助成番号	申請者氏名・所属・地位	研究題目	助成決定額
01-0293	(個) 泉克幸 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド ・サイエンス研究部 教授	著作権法におけるフェアユースと市 場	200,000円
02-0294	(個) 佐伯昌彦 東京大学大学院法学政治学研究科 助教	刑事司法過程における民事紛争処理 システムの機能	800,000円
03-0295	(個) 渡辺千原 立命館大学法学部 教授	裁判における科学主義と法発展	400,000円
04-0296	(共) 小粥太郎 他3名 東北大学大学院法学研究科 教授	実体法と手続法の意義および関係に ついての新たな研究視覚の探索	700,000円
05-0297	(共) 田中圭子 他4名 NPO 法人日本メディエーションセン ター・代表理事 JMC 研究所・所長	高齢者施設における新たな紛争解決 方法～高齢者をめぐる人々の課題と 解決方法～	300,000円
06-0298	(国) 出口雅久 他2名 立命館大学法学部 教授	日韓比較民事訴訟法研究	600,000円
07-0299	(共) 野田進 他4名 九州大学大学院法学研究院 教授	東アジアにおける個別労働関係紛争 の裁判外解決システム—“アジア的” 同調と独自性—	1,000,000円
08-0300	(特) 平田彩子 他1名 東京大学大学院法学政治学研究科 助教	行政機関との紛争処理—行政による 規制執行における、紛争予防・事故 予防としての交渉と戦略的ゲーム—	1,500,000円
09-0301	(共) 本間靖規 他4名 名古屋大学大学院法学研究科 教授	民事裁判における審理原則の再検討	500,000円
合 計 9件			6,000,000円

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国)：国際交流 (特)：特定テーマ研究 *所属・地位は助成年度当時

II 倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞について

「倒産・再生法制研究奨励金」賞審査委員会は、同賞運営委員会の付託を受け、倒産法に関する応募論文及び公表されている論文について審査対象論文を選考し、さらに慎重に査読及び審査を行ってきましたところ、去る2月12日に開催されました第3回同審査委員会において、以下のように奨励賞受賞者及び選考委員会特別賞を決定いたしました。なお、今回は社会人部門・学生部門ともにトリプルアイ・高木賞該当論文がありませんでした。

第三回受賞

奨励賞 賞金20万円

一般個人部門 成蹊大学法学部准教授

村田典子氏

受賞論文 当事者主導型倒産処理手続きの機能の変容(1)(2完)

(民商法雑誌138-6 139-1 2008年)

9月10月)

奨励賞 賞金20万円

一般個人部門 日本銀行金融研究所 山本慶子氏
受賞論文 再建型倒産手続きにおける利害関係人の間の「公平・衡平」な権利分配のあり方

(金融研究 27 2008年12月)

選考委員会特別賞 賞金20万円

一般個人部門 なのはな法律事務所弁護士

野村剛司氏

松本・山下綜合法律事務所弁護士

石川貴康氏

新宅法律事務所弁護士

新宅正人氏

受賞著書 破産管財実践マニュアル

(青林書院 2009年7月)

以上、三件に賞を決定しました。

当事者主導型倒産処理手続きの機能の変容（要旨）

—アメリカ合衆国連邦倒産法第11章手続きにおける債権者の手続支配—

村田典子

債務者主導、当事者主導を理念とする民事再生手続は、今では簡易・迅速な倒産処理手続として広く受け入れられている。他方、当事者主導型手続の先駆けともいいうるアメリカ合衆国連邦倒産法第11章手続では、近年、一部の債権者が手続を支配するという状況が生じ、そのことが第11章手続に様々な影響を及ぼしている。本稿は、第11章手続を素材として、当事者主導型の倒産処理手続の意義を今一度検討することを目的としたものである。最近の第11章手続に生じた変化およびその問題点としては、①363条による事業譲渡事案の増加が見られるが、適切な監督が図られているとはいえないこと、②短期間で終結するプレパッケージ手続が増加し、関係人に十分な情報提供がなされない事態となっていること、③第11章手続における経営者の責任が以前より曖昧なものと

なっていること、④倒産専門家に多額の報酬が支払われていることなどがある。さらに、そもそも第11章手続の利用目的自体が、手続内で計画案を作成し当該会社の再建を図るというより、事業譲渡手段へと変化しつつあり、加えて、第11章手続を利用して再建したはずの会社が今一度倒産するという第二次倒産も増加している状況にある。これらの変化の背景には、DIPファイナンス与信者（あるいは債務者の不良債権を購入した債権者）が様々な手法を用いて倒産処理手続において優位な地位を築き、再建手続を支配しているという状況があった。このようなアメリカ合衆国の状況を踏まえ、本稿は、当事者主導型手続の役割を今一度考え直す必要があるとの問題提起を行ったものである。

再建型倒産手続における利害関係人の間の 「公正・衡平」な権利分配のあり方（要旨）

山本慶子

本研究は、再建型倒産手続について、債務者企業における利害関係人との間で、とくに株主と債権者との間で行われる再建後の企業に対する権利の再分配について、その際の基準としての「公正・衡平（fair and equitable）」の具体的な内容とそれを実現する権利分配方法について考察を行ったものである。

再建型倒産手続は、実際に全資産を換価することなく、再建後の「企業価値に対する権利」の分配を利害関係人の間で行うものということができる。再建後の企業価値は既存の権利の総額に満たないことが一般であるため、こうした権利分配を行ううえでは、具体的な手続としては、再建計画案において、利害関係人が手続開始前から有していた既存の権利を変更する定めを置くことが必要

となる。

米国では、こうした権利の分配基準としての「公正・衡平」は「絶対優先原則」を意味するものとされており、内在する問題点を克服するかたちで発展してきている。これに対し、わが国における「公正・衡平」は、その内容について学説および実務で統一的な理解は未だ確立しておらず、米国に比して十分な議論がなされてきたとは言い難い。そこで、本研究では、米国における議論を参考に、わが国においても絶対優先原則の遵守が再建型倒産手続における権利分配基準である「公正・衡平」として望ましいという立場にたったうえで、絶対優先原則を内容とする「公正・衡平」を基礎にした権利分配の具体的なあり方につき試論を示している。

破産管財実践マニュアル（要旨）

野村剛司・石川貴康・新宅正人

本書は、書名のとおり、破産管財人のための「破産管財実践マニュアル」である。破産管財人の日々の管財業務につき、筆者3名の経験に基づく処理方法や工夫、留意点を網羅的に1冊にまとめた。

破産管財人初心者向けに、管財業務の全体のイメージをつかむための「ストーリーによる初めての破産管財人」、日々の管財業務には、詳細かつ緻いところに手の届く「破産管財人マニュアル」、検索や知識のチェックにも役立つ「Q&A500!」、すぐに使える「書式・資料集」、最後に破産管財人の心構えや筆者の生の声を含む「座談会」の5編構成である。

メインは、第2編の「破産管財人マニュアル」であり、破産管財人の職務と管財手続の流れを確認したうえで、破産手続開始決定前後の業務、破産財団の管理・換価、債権者集会、財団債権と破

産債権、配当、破産手続の終了、免責、破産犯罪の順に破産管財人の視点で説明している。その中でも、破産財団の換価作業を重視した。各種財産の換価方法、その際の工夫を説明し、不動産の任意売却、賃貸借契約の処理、否認権、相殺禁止と、破産財団の増殖または減少の防止のための留意点を詳述した。また、個人破産における経済的再生のために重要な自由財産と自由財産拡張制度についても詳細に説明した。さらに、労働債権、租税債権の財団債権と優先的破産債権の区分、近年話題となっている税務についても説明した。

また、本書は、裏返せば、申立代理人のための本でもある。申立時の処理方針を考える際に役立ち、よりよい破産申立てに繋がるものである。

今後も破産管財人の技量と破産手続に対する信頼向上を目指し、適切な破産管財手続が行われるよう努力したい。

III 第24回 講演会の開催

平成21年11月6日 東京大学山上会館において下記の公開講演会を開催しましたところ、各界から約130名の聴講者の参加がありました。

統一テーマ 「民法（債権法）改正と現代における契約」

債権法改正と契約自由〔要旨〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授
中田 裕康

2009年10月28日、法務大臣から法制審議会に対し、民法（債権法）の改正に関する諮問がされ、改正準備がいよいよ公式段階に入った。債権法のあり方を考える際には、とりわ

け契約自由の位置付けが重要である。本日は、民法（債権法）改正検討委員会（研究者を中心とする任意団体）が2009年5月に公表した「債権法改正の基本方針」を素材にして、債権法改正と契約自由について、3つの角度から検討する。

第1に、契約自由の原則の消極面について、①締結の自由、②相手方選択の自由、③内容決定の自由、④方式の自由、に関する具体的規律を検討する。契約交渉の不当破棄、契約交渉にあたっての情報提供義務・説明義務、契約締結過程の適正化、継続的契約の更新、契約の成立（以上①）、公序良俗、強行法規、約款の組入れ要件、不当条項、契約の解釈、債権の消滅時効（以上③）、諾成主義の原則、要物契約の諾成契約化（以上④）などである。第2に、契約の基本構造に関わる合意はどこまで可能かという観点から、①契約の個別性を操作する合意、②第三者に影響を及ぼす契



約について検討する。複数の契約のうちの一部の無効や解除、抗弁の接続、多数当事者型継続的契約（以上①）、契約当事者に関する問題、責任財産に関する問題（以上②）を取り上げる。最後に、契約自由の原則の積極面の根底にある合意の尊重の理念がどこまで貫徹されるのかという観点から、契約から生じる債権における合意の意義に関する諸問題（原始的不能、履行請求権、帰責事由、履行補助者、損害賠償の範囲）を検討する。

基本方針は、契約自由や合意の尊重を基本原則としている。その上で、信義則など様々な要素をも考慮し、それらとの調和を実現しようとしている。また、調和のとり方をできるだけ具体的に示し、規範内容を明確化、透明化することを図っている。この基本方針は1つの提案にすぎない。今後、皆で協力し合って、良い民法ができる期待することを期待する。

（詳しい内容は、法の支配156号に掲載）

企業間契約実務と債権法改正の基本方針

森・濱田松本法律事務所弁護士

澤 口 実

2009年3月の民法（債権法）改正検討委員会の債権法改正の基本方針（基本方針）について、上場企業間の契約責任に関する裁判事例を素材として、B to B取引分野に関する契約実務への影響を分析した。

契約の解釈準則に関しては、検討対象とした裁判例でも使用されておらず、その導入により司法判断の予測可能性が高まるのであれば歓迎すべきことといえるが、現実の活用局面は限定されよう。交渉当事者の相手方への情報提供義務は裁判例にあらわれる信義則上の義務の判断基準を明示したものと位置づけられるが、明文上の根拠規定を持つことの実務上の影響は予想される。調査時点で、検討



対象とした最近の上場企業間の裁判例の中には、契約責任における債務者の帰責事由の存否が主要な争点になった事例は殆どなかったことから、損害賠償の免責事由に関する提案は、現時点における契約における債務の内容の特定や限定的重要性、すわなち現在の実務の留意点を示唆しているものと考えるべきようと思える。裁判実務における因果関係論は、個別事案の妥当な解決が優先されており、特に先例の乏しい類型では予測可能性が低いことは否定できないことから、予測可能性を高める手法として基本方針の提案する予見可能性ルールを入れるのは不合理ではないが、規範として上手く機能するのかは不透明である。「契約自由の原則」「債権債務関係と信義則」「法律行為と法令の規定」は、信義則や強行法規については現行法とおおむね同様な整理・提案がなされているが、結果として信義則上の義務が明文化される点に留意が必要である。

以上の分析からも、基本方針に沿った民法（債権法）改正が、企業間の契約実務に対応不能な重大な影響があるとは言い難いと考える。逆に、既に現在の契約実務に内在する問題がこの基本方針の中で指摘されていることが多いという印象を受けた。

ただ、現在の契約実務自体が変わらなくてよいかというのは別であろう。分析を通じて、対等当事者間の契約における私的自治が支配する領域を拡大させる必要はないのか、また、重要な争点となる契約解釈や因果関係ある損害の認定について予測可能性を高めなくてよいかと改めて感じた。企業法務の立場からも、100年に一度といわれる改正のチャンスであり、実務を変えないという観点だけでなく、実務を変えてでも、私的自治の範囲の拡大や司法判断の予測可能性を高める工夫等を提案すべきであろう。

(詳しい内容は、NBL921号に掲載)

財団法人 民事紛争処理研究基金設立記念講演会内容一覧

回	年月日	テーマ	サブテーマ	講演者名	所属地位
1	昭和61年11月28日	国際倒産と国際裁判管轄	国際倒産の現状と問題	谷口安平	京都大学法学部教授
			判例から見た国際裁判管轄	竹下守夫	一橋大学法学部教授
2	昭和62年11月12日	担保法をめぐる現代的課題	実体法の立場から	鈴木祿弥	東北大学名誉教授 東海大学法学部教授
			手続法の立場から	中野貞一郎	大阪大学法学部教授
3	昭和63年11月18日	製造物責任をめぐる現代的課題	民法の視点から	加藤雅信	名古屋大学法学部教授
			保険法の立場から	倉沢康一郎	慶應義塾大学法学部教授
4	平成元年11月17日	株式取引をめぐる最近の問題	インサイダー取引規制の在り方 —その批判的再検討—	竹内昭夫	東京大学法学部教授
			第三者割当と株主の保護	神崎克郎	神戸大学法学部教授
5	平成2年11月13日	営業秘密の法的保護	不正競争防止法改正の経緯と将来の課題	中山信弘	東京大学法学部教授
			営業秘密の保護と実務上の諸問題	松尾和子	弁護士
6	平成3年11月29日	製造物責任の立法上の課題	製造物責任の要件と効果	森島昭夫	名古屋大学法学部教授
			製造物責任の履行確保	落合誠一	東京大学法学部教授
7	平成4年11月13日	企業の社会的責任	企業の社会的責任	龍田節	京都大学法学部教授
			弁護士から見た取締役の現実と課題	久保利英明	弁護士
8	平成5年11月12日	取締役の経営責任に関して	会社役員の責任と株主代表訴訟	河本一郎	神戸大学名誉教授
			監査制度の充実と監査役の役割	前田庸	学習院大学法学部教授
9	平成6年11月18日	製造物責任法の施行を前にして	製造物責任法施行と残された課題	塙谷隆英	経済企画庁国民生活局 審議官
			裁判実務から見た製造物責任法	賀集唱	帝京大学法学部教授
10	平成7年11月14日	EDI(電子的データ交換)と法	EDIとは何か	内田貴	東京大学法学部教授
			EDI契約の実務上の留意点	室町正実	弁護士
11	平成8年11月1日	新民事訴訟法の成立	新民事訴訟法の成立に寄せて —変化のなかの持続—	中野貞一郎	大阪大学名誉教授 奈良産業大学法学部教授
			企業法務からみた新民事訴訟法	松井秀樹	弁護士
12	平成9年11月21日	持株会社と商事法および課税	商事法の観点から	神田秀樹	東京大学法学部教授
			持株会社の課税をめぐる二・三の問題	増井良啓	東京大学法学部助教授
13	平成10年11月13日	債権の流動化	証券化関連立法の検討と評価 —SPC法を中心に—	佐藤正謙	弁護士
			債権譲渡特例法の評価と今後の展望	池田真朗	慶應義塾大学法学部教授
14	平成11年11月19日	民事再生法について	民事再生法実の概要	伊藤眞	東京大学法学部教授
			民事再生法運用のイメージについて	田原睦夫	弁護士
15	平成12年11月22日	ビジネスモデル特許の法的問題	ビジネス関連発明の法的保護 —特許法における課題と限界—	平島竜太	筑波大学大学院企業法学専攻助教授
			ビジネスモデル特許における実務上の問題点	緒方延泰	弁護士
16	平成13年11月16日	株式制度の改正	平成13年通常国会による商法改正について	江頭憲治郎	東京大学法学部教授
			租税法上の問題—コーポレート・タクセーションの最近の動向—	中里実	東京大学法学部教授
17	平成14年11月15日	倒産法の現状と将来	倒産法改正と理論的課題—利害関係人の法的地位を中心—	山本和彦	一橋大学法学部教授
			変わりつつある経済環境と企業再生実務との関連で	高木新二郎	獨協大学法学部教授・ 弁護士
18	平成15年11月21日	新しい担保法の動向	動産・債権を中心に	平野双葉	弁護士
			不動産を中心に	道垣内弘人	東京大学教養学部教授
19	平成16年11月12日	知的財産の活用と推進	ライセンス契約について	中田裕康	一橋大学大学院法学研究科教授
			知的財産信託について	岩倉正和	弁護士
20	平成17年11月18日	会社法の改正について	株式関係を中心に	江頭憲治郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			企業法実務の観点からの新会社法	武井一浩	弁護士
21	平成18年11月24日	金融商品取引法について	金融商品取引法と実務上の課題	中村聰	名古屋大学法科大学院非常勤講師・ 弁護士
			金融商品取引法の理論的構造	神田秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
22	平成19年11月16日	M&A法制の理論と実務	三角合併をめぐる実務上の諸問題	石綿学	京都大学法科大学院講師・ 弁護士
			会社法における「株主排除」の法理とその限界	野村修也	中央大学法科大学院教授
23	平成20年11月21日	自己信託について	事業目的の自己信託に係る法的諸問題	神作裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			自己信託の具体的な活用法	井上聰	弁護士
24	平成21年11月6日	民法(債権法)改正と現代における契約	債権法改正と契約自由	中田裕康	東京大学大学院法学政治学研究科教授
			債権法改正と企業における契約実務	澤口実	弁護士

設立記念講演集『企業活動と紛争Ⅰ・Ⅱ』について

平成5年12月15日、第1回から第7回までの講演会の内容を「企業活動と紛争Ⅰ」、平成13年11月16日、第8回から第15回までの講演会の内容を「企業活動と紛争Ⅱ」と題して2冊の本にまとめて発行しました。

執筆者及び具体的な内容としては下記の論稿が掲載されております。

『企業活動と紛争』

「国際倒産の現状と問題」	谷口安平
「判例からみた国際裁判管轄」	竹下守夫
「実体法からみた担保法の現代的課題」	鈴木禄彌
「手続法からみた担保法の現代的課題」	中野貞一郎
「民法の視点からみた製造物責任をめぐる現代的課題」	加藤雅信
「保険法からみた製造物責任の諸問題」	倉沢康一郎
「第三者割当と株主の保護」	神崎克郎
「インサイダー取引規制の在り方」	竹内昭夫
「営業秘密の保護に関する不正競争防止法改正の経緯と将来の課題」	中山信弘
「製造物責任の履行確保」	落合誠一
「企業の社会的責任」	瀧田節
「弁護士からみた取締役の現状と課題」	久保利英明

『企業活動と紛争Ⅱ』

「会社役員の責任と株主代表訴訟」	河本一郎
「監査制度の充実と監査役の役割」	前田庸
「製造物責任法施行と残された課題」	塩谷隆英
「裁判実務からみた製造物責任法」	賀集唱
「EDIとは何か」	内田貴
「EDI契約の実務上の留意点」	室町正実
「新民事訴訟法の成立に寄せて」	中野貞一郎
「企業法務からみた新民事訴訟法」	松井秀樹
「持株会社と商事法および課税・商事法の観点から」	神田秀樹
「持株会社の課税をめぐる二・三の問題」	増井良啓
「証券化関連立法の検討と評価」	佐藤正謙
「債権譲渡特例法の評価と今後の展望」	池田真朗
「民事再生法案の概要」	伊藤眞
「民事再生法運用のイメージについて」	田原睦夫
「ビジネス関連発明の法的保護」	平嶋竜太
「ビジネスモデル特許における実務上の問題点」	緒方延泰

(* 講演集の入手等お問い合わせについては、当基金事務局で承っております。)

平成15年度～平成20年度 研究助成・国際交流助成一覧

*所属・地位は助成年度当時

平成15年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成15年	19-15-01-0226	(個)伊東俊明 横浜国立大学大学院国際社会科学 科学研究科・助教授	民事訴訟における損害額の認定	450,000円
平成15年	19-15-02-0227	(個)野村修也 中央大学法学部・教授	金融行政の新しい手法と民事紛争への影響	600,000円
平成15年	19-15-03-0228	(個)福田誠治 上智大学法学部・助教授	簡易迅速な不動産執行手続	100,000円
平成15年	19-15-04-0229	(個)和田幹彦 法政大学法学部・教授	遺伝性疾患の当事者・家族のための医療相談、遺伝カウンセリングをめぐる民事紛争処理 ——事例研究と解決方法の提示——	350,000円
平成15年	19-15-05-0230	(共)川嶋四郎 他7名 九州大学大学院法学研究院・教授	日中民事手続法に関する全面的な比較法的研究	200,000円
平成15年	19-15-06-0231	(共)佐藤鉄男 他4名 同志社大学法学部・教授	司法制度改革と民事訴訟プラクティス	400,000円
平成15年	19-15-07-0232	(共)中西正 他3名 神戸大学大学院法学研究科・教授	契約の複雑化・多当事者化および担保的利益の変容と倒産実体法	500,000円
平成15年	19-15-08-0233	(共)土田亮 他2名 名城大学法学部・助教授	企業再編行為と株主訴訟の関係についての研究	500,000円
平成15年	19-15-09-0234	(共)野村美明 他1名 大阪大学大学院国際公共政策 研究科・教授	国際契約における紛争解決条項と交渉の ダイナミズム ——ケース・スタディ	500,000円
平成15年	19-15-10-0235	(共)早川吉尚 他1名 立教大学法学部・助教授	新・仲裁法の研究と海外に向けての発信	400,000円
平成15年	19-15-11-0236	(共)松村良之 他3名 北海道大学大学院法学研究 科・教授	法意識と法利用——「法化社会における 紛争処理と民事司法」のありかたの構想 のための基礎研究	900,000円
平成15年	19-15-12-0237	(共)山本和彦 他6名 一橋大学法学部・教授	手続裁量の規律のあり方 ——訴訟審理における理論と実践の架橋 を目指して——	600,000円
平成15年	19-15-13-0238	(共)青山善充 他4名 成蹊大学法学部・教授	平成16年度日本民事訴訟法学会大会シン ポジウム「当事者論の現状と展望」	500,000円
助成件数	13件		総 額	6,000,000円

平成16年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成16年	20-16-01-0239	(個)泉克幸 徳島大学総合科学部・助教授	特許紛争における特許政策と競争政策の バランス	300,000円

助成年度	研究助成番号	氏 名 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成16年	20-16-02-0240	(個)山下典孝 大阪大学大学院高等司法研究科・助教授	保険訴訟における保険者の立証責任に関する諸問題	300,000円
平成16年	20-16-03-0241	(共)池田辰夫 他4名 大阪大学大学院高等司法研究科・教授	近畿経済圏における中小企業再建プロセスの実態に関する多角的研究	600,000円
平成16年	20-16-04-0242	(共)落合誠一 他4名 東京大学大学院法学政治学研究科・教授	国境を越えた組織的紛争の研究 ——国際会社法の理論と実務	600,000円
平成16年	20-16-05-0243	(共)西谷敏 他8名 大阪市立大学大学院法学研究科・教授	組織・団体・法	900,000円
平成16年	20-16-06-0244	(共)濱野亮 他3名 立教大学法学部・教授	韓日司法制度の実態および改革課題に関する比較研究	800,000円
平成16年	20-16-07-0245	(共)江口勇治 他5名 筑波大学附属学校教育局・教授	子供に対する法教育のあり方についての調査研究	1,000,000円
平成16年	20-16-08-0246	(共)藤本亮 他3名 静岡大学人文学部法学科・助教授	子供に対する法教育のあり方についての調査研究	1,000,000円
平成16年	20-16-09-0247	(共)山浦善樹 他5名 東京弁護士会・弁護士	民事訴訟と弁護士の行動準則	500,000円
助成件数	9件		総額	6,000,000円

平成17年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成17年	21-17-01-0248	(個)上石圭一 新潟大学人文社会・教育科学系・助教授	行政書士による民事紛争当事者のサポートに関する実証研究	500,000円
平成17年	21-17-02-0249	(個)安達栄司 成城大学法学部・教授	会社内部紛争の仲裁適格に関する研究	300,000円
平成17年	21-17-03-0250	(國)季衛東 神戸大学大学院法学研究科・教授	東アジアにおける法専門職と司法システムの比較研究	300,000円
平成17年	21-17-04-0251	(個)宗田貴行 奈良産業大学法学部・助教授	ヨーロッパにおける競争法に関する団体訴訟制度	300,000円
平成17年	21-17-05-0252	(個)高橋裕 神戸大学大学院法学研究科・助教授	ADRとしての英国諸審判所の制度と機能	200,000円
平成17年	21-17-06-0253	(個)波多野雅子 松山大学法学部・教授	民事訴訟手続面における訴訟当事者の権利の確保	200,000円
平成17年	21-17-07-0254	(個)潘阿憲 首都大学東京法科大学院・助教授	保険契約における重過失免責と保険契約者の利益保護に関する研究	200,000円
平成17年	21-17-08-0255	(個)藤川信夫 日本大学法学部・教授	企業買収防衛策をめぐる商法・証券取引法上紛争に関する裁判上の論点の検討	500,000円
平成17年	21-17-09-0256	(個)道野真弘 小樽商科大学商学部企業法学科・助教授	従業員持株会の解散に伴う法的諸問題の検討 ——主として従業員株主の保護、会	300,000円

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
			社・従業員間の紛争処理に関する—	
平成17年	21-17-10-0257	(個)山田剛志 新潟大学実務法学研究科・助教授	銀行破綻と整理回収機構による責任追求訴訟 ～アメリカ法の観点から	500,000円
平成17年	21-17-11-0258	(個)吉田元子 南山大学法学部・専任講師	裁判外紛争解決手続に関するドイツとの比較研究	300,000円
平成17年	21-17-12-0259	(共)上原敏夫他6名 一橋大学大学院法学研究科・教授	東京地裁における平成民訴法改正後の民事訴訟実務の調査	800,000円
平成17年	21-17-13-0260	(共)田中圭子他5名 特定非営利活動法人 日本メディエーションセンター(JMC)・代表理事同センター・ビアメディエーション研究会 担当	将来のADR・紛争解決を担う若者および彼らのコミュニティの紛争解決觀とコミュニティ型ADR実現の可能性 —若者へのADR(メディエーション)の学びを通してのコミュニティへの相互影響分析—	800,000円
平成17年	21-17-14-0261	(共)永田均他1名 琉球大学大学院法務研究科・教授	離島を含む弁護士過疎地域の民事紛争処理におけるビデオ紛争処理システムの可能性	300,000円
平成17年	21-17-15-0262	(共)加波真一他3名 浜松大学法学部・教授	上訴手続の再検討	500,000円
助成件数	15件		総額	6,000,000円

平成18年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成18年	22-18-01-0263	(個)河野憲一郎 小樽商科大学商学部企業法学科・助教授	民事保全の手続構造—差止めを目的とする保全を中心として	350,000円
平成18年	22-18-02-264	(個)倉部真由美 同志社大学法学部・専任講師	2005年改正アメリカ連邦倒産法の概要と施行後の運用 —企業再建型手続を中心に—	350,000円
平成18年	22-18-03-265	(個)小梁吉章 広島大学大学院法務研究科・教授	事業倒産の予防における裁判所の機能 —フランス商事裁判所の介入制度について	200,000円
平成18年	22-18-04-266	(個)宗田貴行 奈良産業大学法学部・助教授	競争法における民事的救済制度 —団体訴訟制度を中心として	300,000円
平成18年	22-18-05-267	(個)水島朋則 神戸学院大学法学部・助教授	私人と外国国家との間の民事紛争処理に関する研究 —2004年裁判権免除条約を中心として—	250,000円
平成18年	22-18-06-268	(個)横山潤 一橋大学大学院法学研究科・教授	消費者契約関係事件および労働契約関係事件における国際裁判管轄権	200,000円
平成18年	22-18-07-269	(個)渡邊拓 横浜国立大学国際社会科学研究所 法曹実務専攻・助教授	損害担保概念を軸とした帰賀事由論の訴訟法的・実務的視点からの再構成	250,000円
平成18年	22-18-08-0270	(共)井上匡子他2名 神奈川大学法学部・助教授	裁判外紛争解決制度(ADR)の法理論的検討	500,000円
平成18年	22-18-09-0271	(共)春日偉知郎他4名 慶應義塾大学大学院法務研究科・教授	民事裁判における主張・立証と情報の開示・保護(民事訴訟法学会シンポジウム)	500,000円

助成年度	研究助成番号	氏 名 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成18年	22-18-10-0272	(共)川嶋四郎 他2名 九州大学大学院法学研究院・教授	民事訴訟過程のIT化に関する基礎的・比較法的研究	400,000円
平成18年	22-18-11-0273	(共)白取祐司 他1名 北海道大学大学院法学研究科・教授	民事紛争と刑事的処理の交錯—刑事和解・私訴の可能性	400,000円
平成18年	22-18-12-0274	(国)谷口安平 他2名 専修大学法科大学院・教授	Hattori-Henderson, Civil Procedure in Japan, 2nd Edition の完成	400,000円
平成18年	22-18-13-0275	(国)出口雅久 他6名 立命館大学法学部・教授	グローバル社会における民事訴訟法の継受と伝播・法整備支援と法曹養成	1,000,000円
平成18年	22-18-14-0276	(共)永田均 他1名 琉球大学大学院法務研究科・教授	離島の民事紛争処理におけるビデオ会議システムの可能性	300,000円
平成18年	22-18-15-0277	(共)早川吉尚 他5名 立教大学法学部・教授	ドメイン名紛争処理手続の総合的研究	600,000円
助成件数	15件		総額	6,000,000円

平成19年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成19年	23-19-01-0278	(個)川田琢之 筑波大学ビジネス科学研究科・准教授	裁判上の実体法的意義に着目した企業内個別労働紛争処理制度のあり方にに関する研究—アメリカにおける法理論のわが国への示唆の探求	200,000円
平成19年	23-19-02-0279	(個)藤原淳美 志学館大学・准教授	米国企業内紛争処理システムの法的規制に関する研究	200,000円
平成19年	23-19-03-0280	(個)山下典孝 大阪大学大学院高等司法研究科・准教授	専門家職業賠償責任保険契約における法的諸問題の検討	200,000円
平成19年	23-19-04-0281	(個)吉田邦彦 北海道大学大学院法学研究科・教授	人工生殖と親子関係に関する原理的・実践的考察	600,000円
平成19年	23-19-05-0282	(個)吉田広志 北海道大学大学院法学研究科・准教授	特許発明の保護範囲に対する補正・訂正の影響～実務と法理論との架橋を目指して～	300,000円
平成19年	23-19-06-0283	(国)井上匡子 他7名 神奈川大学法学部・教授	日中民事紛争処理の比較研究	600,000円
平成19年	23-19-07-0284	(特)金山直樹 他11名 慶應義塾大学大学院法務研究科・教授	時効法の改正に向けて—21世紀の日本社会における法のあり方を模索して—	1,300,000円
平成19年	23-19-08-0285	(共)河野俊行 他2名 九州大学大学院法学研究院・教授	国際裁判管轄権理論の再構成と経済分析	400,000円
平成19年	23-19-09-0286	(共)後藤巻則 他2名 早稲田大学大学院法務研究科・教授	フランス消費者団体訴訟制度の実態調査および理論的検討	600,000円
平成19年	23-19-10-0287	(特)菅原郁夫 他17名 名古屋大学大学院法学研究科・教授	2006年民事訴訟利用者調査の2次分析	1,600,000円
平成19年	23-19-11-0288	(共)田頭章一 他2名 上智大学法学部・法科大学院・教授	倒産手続と信託法理—英米法との比較の観点から—	300,000円
平成19年	23-19-12-0289	(共)芳賀雅顯 他3名 明治大学法学部・准教授	日本における国際離婚の現実と手続法的検討	400,000円

助成年度	研究助成番号	氏 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成19年	23-19-13-0290	(共)宮澤節生 他11名 青山学院大学大学院法務研究科・教授	東京の弁護士プロフェッショナルの社会構造に関する実証研究	500,000円
平成19年	23-19-14-0291	(共)若松陽子 他1名 関西大学大学院法務研究科・教授	民事紛争における刑事及び行政事件との有機的関連付けによる解決方法の検討—ケーススタディ	300,000円
平成19年	23-19-15-0292	(共)中島弘雅 他2名 慶應義塾大学大学院法務研究科・教授	民事訴訟法学会シンポジウム「会社法の制定と民事手続法上の問題点」	500,000円
助成件数	15件			総額 8,000,000円

平成20年度

助成年度	研究助成番号	氏 所 属・地 位	研 究 題 目	助成金額
平成20年	24-20-01-0293	(個)草野芳郎 学習院大学法学部・法科大学院・教授	インドネシアにおけるADRの現状と課題	800,000円
平成20年	24-20-02-0294	(共)荒木一郎 他11名 横浜国立大学大学院国際社会科学 研究科・教授	投資協定仲裁に関する研究	400,000円
平成20年	24-20-03-0295	(特)澤井啓 他1名 大阪府立大学・教授	ADRに関する法的研究	200,000円
平成20年	24-20-04-0296	(共)高田昌宏 他7名 大阪市立大学大学院法学研究科・ 研究科長	ドグマーティク(法解釈論)の意味	600,000円
平成20年	24-20-05-0297	(特)ダニエル・H・フット 他1 名 東京大学大学院法学政治学研究 科・教授	ADRに関する法的研究	1,300,000円
平成20年	24-20-06-0298	(共)長田真里 他1名 大阪大学大学院法学研究科	独禁法に係わる国際的な民事紛争の研究	400,000円
平成20年	24-20-07-0299	(国)能見善久 他 学習院大学法学部・教授	日本法とオランダ法における参加 (Participation) の新展開	800,000円
平成20年	24-20-08-0300	(国)細江守紀 他7名 九州大学大学院経済学研究科・教 授	第4回アジア法と経済学会における外国人研究者の招聘	600,000円
平成20年	24-20-09-0301	(共)町村泰貴 他6名 北海道大学大学院法学研究科・教 授	法執行における民事、刑事、行政の交錯	400,000円
平成20年	24-20-10-0302	(共)山本和彦 他3名 一橋大学大学院・教授	民事訴訟法学会シンポジウム「倒産法と 契約」	500,000円
助成件数	10件			総額 6,000,000円

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国)：国際交流 (特)：特定テーマ研究 *所属・地位は助成年度当時

研究成果の公刊一覧

平成15~20年度までに助成をしました研究課題について、その成果が公刊されたもので、その旨事務局に報告されたものは以下のとおりです。

*財団発足から平成15年度までの研究成果は、基金報16号・19号又は「企業と紛争Ⅰ・Ⅱ」を参照して下さい。

平成15年度

年 度	標 題	申 請 者 等	掲 載 誌
平成15年 (個) 0226	ドイツ法における「評価宣誓」の機能 —損害額の審理過程における当事者の行為規律に関する基礎的考察—	伊東俊明	福永有利先生古希記念「企業紛争と民事手続法理論」商事法務 2005年6月2日
平成15年 (個) 0228	一部担保と民法五〇四条 ——任意売却に伴う根抵当権の放棄が担保保存義務違反にあたるとした事例	福田誠治	帝塚山法学第10号 加茂康郎教授・児玉克治教授退職記念号 2005年10月
平成15年 (共) 0238	手続裁量の規律のあり方	共編 大江 忠 加藤新太郎 山本和彦	手続裁量とその規律 有斐閣 2005年5月25日

平成16年度

年 度	標 題	申 請 者 等	掲 載 誌
平成16年 (個) 0239	米国特許制度と競争政策 FTC・IP 報告書（2003年10月）を巡って	泉 克幸	競争法の現代的諸相(下) 信山社 2003年2月15日
平成16年 (個) 0240	破産会社の取締役による保険事故招致面 免責の可否 最一判平成16・6・10を素材として	山下典孝	NBL No. 799, P. 41 2004年12月15日
平成16年 (個) 0240	税理士が依頼者に賠償すべき損害が消費 税法に定める税制選択に必要な届書の提出を怠ったという過誤により 生じたものである場合における税理士職業賠償責任保険約款の免責条項の適用の有無	山下典孝	判例評論 549号 P. 38 判例時報 1867号 P. 201
平成16年 (共) 0244	Korea and Japan Judicial System Transformation in the Globalization World	Dai-Kwon Choi Kahei Rokumoto (eds.)	Seoul National University PRESS July 10, 2007
平成16年 (共) 0245	子供に対する法教育のあり方についての 調査研究 法教育における民事紛争処理学習を中心として	報告 江口勇治 後藤直樹 田組順和 小林秀之	2005年3月31日

年 度	標 項	申 請 者 等	掲 載 誌
		橋本康弘 磯山恭子 諸瀬宝裕 渡邊 弘 早川尚人 鈴木啓文	

平成17年度

年 度	標 項	申 請 者 等	掲 載 誌
平成17年 (個) 0251	団体訴訟の新展開	宗田貴行	慶應義塾大学出版会 2006年3月16日
平成17年 (個) 0251	EUにおける競争法違反行為に係る民事的救済制度の新たな展開 ——我が国の独占禁止法・景品表示法への団体訴訟制度の導入についての示唆——	宗田貴行	奈良法学雑誌第18巻第1・2号 2005年度 奈良産業大学法学会 2005年11月30日
平成17年 (個) 0253	公証人の守秘義務と証言拒絶権再論(1)	波多野雅子	松山大学論集 第17巻第62号 2006年2月
平成17年 (個) 0254	重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討(1)(2)	瀧阿彌	法学会雑誌(首都大学) 第47巻第2号 第48巻第1号 2007年1月 2007年7月
平成17年 0255	新会社法における種類株式の実際と企業防衛策の実践 ベンチャー創出関連法制の比較法的考察 のコーポレート・ガバナンス 米国企業改革法、日本版SOX法ならびに会社法と中小企業の対応ならびに今後の方向性にかかる考察 企業再生法制とコーポレイト・ガバナンスに関する考察 企業再生後の金融監督とコンプライアンス経営	藤川信夫	企業の創出・再生に関する研究会報告書 「企業創出・再生にかかる現代的諸課題に関する研究—法制度と実践—」 平成20年1月 日本政策投資銀行設備投資研究所
平成17年 (個) 0256	従業員持株制度の運営とりわけ解散・廃止等に伴なう法的諸問題の検討(1)	道野真弘	小樽商科大学 商学討究 第58巻 第2・3合併号 2007年12月

平成18年度

年 度	標 項	申 請 者 等	掲 載 誌
平成18年 (個) 0263	ゲルハルト＝ヴァーグナー「仮の手続と略式手続の目的と意義」(1)(2)	河野憲一郎	小樽商科大学 商学討究 第58巻 第2・3合併号 第4号 2007年12月 2008年3月
平成18年 (個) 0265	事業倒産の予防における裁判所の機能 —ベルギーとフランスの場合	小梁吉章	広島法学 第31巻第2号 平成19年10月

年 度	標 項	申 請 者 等	掲 載 誌
平成18年 (個)	0266 EUにおける競争法違反行為に係る民事的救済制度の新たな展開—我が国の独占禁止法・景品表示法への団体訴訟制度の導入について—	宗田貴行	日本国際経済法学会年報第16号 日本国際経済法学会編 法律文化社 2007年10月1日
平成18年 (個)	0266 迷惑メール規制の新展開 —ドイツテレメディア法制定とわが国の課題—	宗田貴行	国際商事法務 Vol.35 No.7-Vol.35 No.8 商事法務研究会 2007年7月-8月
平成18年 (個)	0267 主権免除 —最高裁2006年7月21日判決までとこれから	水島朋則	ジュリスト No.1321 有斐閣 2006年10月15日
平成18年 (個)	0269 損害担保責任(Garamatiehaftung)の法的性質について —2002年ドイツ債権法改正後の法状況—	渡邊拓	横浜国際経済法学第16巻第1号 平成19年9月
平成18年 (共)	0270 ADRの現代的意義と市民社会 —社会構想の必要性—	井上匡子	法政大学現代法研究所叢書28 「社会国家・中間団体・市民権」 平成19年3月

平成19年度

年 度	標 項	申 請 者 等	掲 載 誌
平成19年 (共)	0283 中国と日本における消費者紛争処理法シンポジウム	南京師範大学法学院 日中法律家交流協会	南京師範大学法学院 日中法律家交流協会 2007年11月3日~8日
平成19年 (共)	0291 民事紛争解決に要する総合力の涵養 —ケーススタディを通じて	若松陽子	法科大学院ジャーナル第3号 関西大学大学院法務研究科 2008年3月1日

平成20年度

年 度	標 項	申 請 者 等	掲 載 誌
平成20年 (共)	0295 韓國の実態調査から見たわが国の国内仲裁に活性化	中村達也	JCAジャーナル2009.3 第56号3号 2008年3月1日

(個) : 個人研究 (共) : 共同研究 (国交) : 国際交流 年度の項の数字は助成番号を示す

研究(中間)報告

平成21年度研究助成を行った方々から下記の通り研究成果の報告（中間報告）をいただいております。

〈個人研究〉 1

著作権法におけるフェアユースと市場

泉 克幸

本研究は、インターネットの普及等を背景として著作権制度の抜本的な見直しが迫られている昨今にあって、最も重要な検討課題の1つである一般的制限規定（いわゆる、「日本版フェアユース」）の導入の在り方について、「市場との関わり」あるいは「競争政策との関わり」で、分析・検討することを目的とするものである。

今年度は本研究の内容のうち、プログラム著作物のリバースエンジニアリングに関する米国判例上の議論を中心に調査・分析を行った。調査・分析には、アタリ対ニンテンドー事件（1992年）およびセガ対アコレイド事件（1992年）などを取り上げた。そして、例えばフェアユースの成立を評価する4つの要素のうち、「潜在的市場への影響」に関しては、著作権者と同一の市場で競争者になること自体は利用者にとって不利にならないとの裁判所の考えが示されており、「他人を競争でき

なくし市場を独占する試みは、創意的表現を促進するという立法趣旨に反する」とまで述べられていることが判明した（前記セガ事件）。こうした考え方は、裁判所が、著作権法の究極目的を達成するためには著作権者とリバースエンジニアリングを行う者との間での競争が重要であるとの理解を示していると評価できる。

米国におけるリバースエンジニアリングとフェアユースを巡る議論を踏まえるならば、①当該利用行為を認めることで新たな市場の創出につながるか、②当該利用行為を認めることで既存の市場における競争が活発化するか、といった点を考慮に入れ、わが国でも競争政策上の視点を盛り込んだ上で一般的制限規定を導入すべきと思われる。

今後、できるだけ早い時期に、以上の研究成果を論文等の形で公表したいと考えている。

〈個人研究〉 2

刑事司法過程における民事紛争処理システムの機能

佐伯昌彦

私は、「刑事司法過程における民事紛争処理システムの機能」という課題名のもと、研究を実施

させて頂いている。具体的には、近年の犯罪被害者のための経済的支援に関する法制度を対象とし

て、研究を進めている。

昨年度は、刑事司法過程において犯罪被害者と関わる実務家、具体的には、検察官、弁護士、あるいは民間の被害者支援団体のスタッフへのインタビュー調査を実施し、様々な被害者支援に関わる法制度の運用状況について知見を深めた。加えて、昨年度には、アメリカにおける被害者支援の現状を調査する機会を得ることができ、カリフォルニア州ロサンゼルスにおいて、被害者支援の運用状況について実務家の方々から話を聞くことができた。とりわけ、補償制度に関する財源や仕組み、あるいは損害賠償命令制度の在り方について

は、日本との違いが際立っていた。カリフォルニア州では、補償制度の財源として、罰金等の特別財源化が図られている。他方で、日本では、「経済的支援に関する検討会」においてそのような方向性も検討されたが、実際上の理由から一般財源からの補償にならざるを得ないと結論付けている。また、日本においては、いわゆる刑罰としての損害賠償命令は導入されていない。それらの制度に付随する問題点も併せて検討していくことで、日本の法制度についても意義のある知見を提供できると考えている。

〈個人研究〉 3

裁判における科学主義と法発展

渡辺千原

第一に、日米の立法事実論と、立法事実の解明における社会科学の利用状況について検討を行っている。アメリカ連邦最高裁判所における科学主義の流れを整理しつつ、日本における立法事実論の受容と主に最高裁判所判決における立法事実論の展開をまとめている。2008年の国籍法違憲判決をひとつの素材としたケーススタディを行っている。2009年7月にはその構想と概要を、関西民科例会にて「法理の展開における科学的証拠の役割」というテーマで報告を行ったが、そこでの質疑もふまえてさらに行ってきた研究内容について、

近々研究論文にまとめて立命館法学に掲載する予定である。

第二に、一にかかる基礎的作業・かつ研究者の長年の研究テーマの一環として、日本の裁判での科学的証拠の利用や、その許容性の判断基準、鑑定の在り方についても検討を行っている。刑事手続、家事手続、医療過誤訴訟などを対象としており、そのエッセンスについては、「裁判における「科学」鑑定の位置：医療過誤訴訟を例に」と題する小論にまとめ、雑誌『科学』（2010年6月号）に発表予定である。

〈共同研究〉 1

実体法と手続法の意義および関係についての新たな研究視覚の探索

代表者 小粥太郎

法科大学院発足後、理論と実務の協働などという観点から、実体法と手続法の交錯領域に生ずる諸問題について具体的検討が行われているところですが、実体法と手続法それぞれの意義、とくに両者の区別・関係などについて、基礎的な検討が必要が感じられる局面が増えてきているように思われます。

また、実体法と手続法との交錯領域には、学者の専門分化の谷間で、十分に検討されてこなかつた問題もなお少なからず潜んでいるように思われます。

われわれは、以上のような問題意識から研究を進めており、法律時報誌2010年10月号において、

「実体法と手続法」という小特集を企画し、以下のような研究を公表する予定です。また、この研究成果は、第74回私法学会（2010年10月に北海道大学にて開催予定）のワークショップにおいても報告されることになっています。

蟻川恒正（憲法）「表現の自由と手続法」

金子敬明（民法）「訴訟要件と実体法」

樺島博志（法理学）「法的思考の基本構造—実体法と手続法の思考枠組」

小粥太郎（民法）「川島武宜の請求権競合論」

中原太郎（民法）「機会の喪失論の意義と課題」

菱田雄郷（民訴法）「証明度」

〈共同研究〉 2

**高齢者施設における新たな紛争解決方法
—高齢者をめぐる人々の課題と解決方法—**

代表者 田中圭子

本研究の目的は、介護施設内における職員・入所者・および家族の施設内でのもめごとに対する現状意識調査をすることで、老後をより良く過ごすために必要な法的・そしてADR制度設立のための要素を抽出し、わが国の高齢者をめぐる民事制度を支えるシステムを考察する事である。

まず、2009年10月31日に東京大学においてケアコミュニケーションフォーラムを開催し、コミュニケーションの簡単なトレーニング後、介護施設職員の現場での意識調査を行った。その結果を踏まえ2010年3月28日シンポジウム「高齢者介護施設におけるコミュニケーションデザイン～老年学、

介護者の経験知、メディエーションが交差するところ～」を開催し、老年学、介護老人保健施設でのケアコミュニケーションのエスノグラフィ的分析、メディエーションの可能性について議論を重ねた。

研究を重ねる中、四つの課題点が明確になった。第一に超高齢化社会の現場での福祉制度、医療制度、法制度、地域とのギャップの中での葛藤。第二に紛争解決の根本的な解決に臨む場合、高齢者にかかる長年の家族関係や人間関係などに介入する必要性。第三に現場にかかる多様な専門職の存在とそこでのコミュニケーション。第四に現

場での実証的研究とトレーニングへの課題である。ともすると縦割りになりがちのシステムの中で、そこにかかわる人々すべての Well being を果たすためには、現場の実務を考察した上での研究が欠かせないと思われる。

今後は海外での先行調査などをもとに、現場にかかる多様な専門職とのコミュニケーションを通しての紛争解決方法について、より実践的な研究、分析を続けていきたい。

〈共同研究・国際交流〉 3

日韓比較民事訴訟法研究

代表者 出口 雅久

本研究の中核的な学術企画として、2009年9月1日にイーホーウォン氏（弁護士・韓国民事訴訟法学会前会長）を立命館大学法学部客員教授として招聘し、9月22日まで様々な日韓学術交流を開くことができた。まず9月4日には、イーホーウォン先生ご夫妻を囲んで立命館大学民事訴訟法ゼミの諸君と日韓の民事裁判手続について懇談会を開催した。9月5日には日本民事訴訟法学会・関西支部の例会にもご出席になり、日本の会員と旧交を温められた。その後、9月7日から11日までは、「韓国司法制度入門」と題して20名ほどの学生・院生を対象とした日本語による夏期集中講義を行った。さらに、最終日の11日午後には、イーホーウォン氏に「2002年韓国民事訴訟法の改正と今後の課題」と題するセミナーを開催していただき、その際、韓国側からはジョン・ビョンソ教授（韓国中央大学法科大学院・前韓国民事訴訟法学会総担当理事）とキム・ヒュンドゥ判事（ソウル地方法院・部総括判事）が特別に参加され、韓国側からの理論と実務の観点からのコメントを担当された。これに対して、日本側からは、高橋宏志教授（中央大学法科大学院・日本民事訴訟法学会理事長）をはじめ、松本博之教授（龍谷大学法学部・前日本民事訴訟法学会理事長）、越山和広教授（関西大学法科大学院）、草鹿晋一准教授

（京都産業大学法科大学院）、吉垣実准教授（大阪経済大学経営学部）、本間学准教授（帝塚山大学法学部）、小田美佐子准教授（立命館大学法学部）ほか多数の学生、院生がセミナーに参加し、活発な質疑応答が展開された。研究成果の一部については、Ritsumeikan Law Review Nr. 27, March 2010, p. 101-111に掲載されている。また、その余の研究成果については立命館法学に掲載する予定である。

その後、ジョン・ビョンソ教授（韓国中央大学法科大学院）より本学で客員研究員として滞在し、2010年5月16日に予定されている日本民事訴訟法学会における外国人特別招聘研究者としての講演会の準備をしたいとの申出を受け、これを了承し、日韓比較民事訴訟法について共同研究会を推進することを協議した。本共同研究を韓国側から支援していただいたジョン・ビョンソ教授による研究成果については、民事訴訟雑誌に掲載される予定である。また、ジョン・ビョンソ教授が立命館大学に滞在していた間に、法学部、法科大学院などにおいて「韓国の司法制度・法曹養成」に関する講演会を開催し、学生・院生諸君と大変有意義なディスカッションを行った。この研究成果についても立命館法学に掲載する予定である。

〈共同研究〉 4

東アジアにおける個別労働関係紛争の裁判外解決システム — “アジア的” 同調と独自性 —

代表者 野田 進

(1) 研究目的

本研究は、個別労働関係紛争の裁判外解決システムについて、軌を一にして労働紛争の多様な裁判外解決システムの発展を遂げている東アジア諸国との対比の中で、日本の立ち位置や課題を明らかにしようとするものである。研究代表者・野田が、山川隆一教授（慶應義塾大学）、ならびに東アジア各國の代表的研究者である、王能君（台湾）、李鉉（韓国）、および彭光華（中国）各教授を研究分担者として国際共同研究を行い、日本労働学会第119回大会（平成22年5月16日開催）の報告・シンポジウムの形で研究成果を発表する。

(2) 実施した共同研究概要

(a) 共同研究会 平成22年3月28日午前10時より午後5時30分まで、大阪女学院大学研究室において、共同研究会を開催し、日本を含む東アジア4カ国における、個別労働関係紛争のADRの運用実態を中心に個別の研究報告を持ち寄り、討議により検討した。

(b) 共同調査および研究会 本研究グループ

の「東アジア諸国の研究」を相対的かつ多角的に見直すために、さらに関係国以外の労働紛争解決の実情を調査すべきであるとの認識から、平成22年2月3日から同月7日まで、ベトナムにおける労働紛争解決の実情について、共同調査を行った。具体的には、同国労働法の実情に詳しい、神戸大学名誉教授（大阪女学院大学副学長）香川孝三氏を研究協力者として加えてハノイ市に赴き、2月4日午前9時にベトナム労働総同盟、同日午後2時ベトナム商工会議所、同月5日午前9時ベトナム労働省、午後2時JETROハノイ事務所、および同月6日ハノイ法科大学ルウ教授（労働法担当）に聞き取り調査を行った。また、これらの機会に、研究メンバーによる研究会を持った。

(c) 学会報告準備状況 以上の研究活動を踏まえて、上述のように日本労働法学会における各報告とシンポジウムの準備を進行中であり（学会ホームページに報告レジュメ掲載済み）、現在、関係資料等も収集して、着々と学会報告を準備中である。

〈共同研究・特定テーマ〉 5

行政機関との紛争処理—行政による規制執行における、 紛争予防・事故予防としての交渉と戦略的ゲーム—

代表者 平田彩子

本研究は、規制者と被規制者間の（潜在的）交渉過程と考えられる、規制執行活動について、実証分析とそれを踏まえた理論的分析を行うことを、目的としている。実際の規制執行過程において、

行政機関はどのように規制法を実施・執行しているのか、規制対象である事業者は、規制法と行政による執行活動に対し、どのような対応をしているのか、規制法は現実にどのように作用・機能し

ているのか、両者の相互作用を中心に、検討していきたい。特に、(1)規制者や被規制者に対するインタビューや質問票調査といった経験的研究を行うこと、(2)規制執行過程研究が最も盛んであるアメリカのケースについて文献調査を進めること、(3)規制執行過程を説明できるモデルを構築すること、に焦点を当てている。

本研究では、現在、そして将来的にも一つの重要な行政分野である、環境規制分野を対象に、規制法制定後、法はどのように執行されているのかを取り上げている。具体的には、水質汚濁防止法を対象としている。現場で規制法を執行している行政機関に対し、また、水濁法規制対象企業に対し、インタビュー調査を行った。同時に、環境規制法執行過程に間接的に影響を与える一般市民

の認識についても、一般市民を対象にした質問票調査を実施した。今後は、さらに経験的分析を行うこと、また、諸外国との規制執行過程の比較を行っていきたい。

本研究はまだ途中段階であるものの、これまでの成果を学会等で報告する機会にも恵まれた (Inaugural East Asian Law and Society Conference, University of Hong Kong, Fourth International Seminar on the Dynamics of Law and Society in Europe and Japan: Legal Reform and the Role of the Judiciary, K.U.Leuven 等)。また、2010年5月に開催される日本法社会学会、および Law and Society Association Annual Meetingにおいてこれまでの成果を報告する予定である。

〈共同研究〉 6

民事裁判における心理原則の再検討

代表者 本間 靖規

平成21年度民事紛争処理基金により「民事裁判における審理原則の再検討」をテーマに研究会を立ち上げ、研究を行ってきた。研究会の構成員は、本間靖規（名古屋大学教授・代表者）、高田昌宏（大阪市立大学教授）、越山和広（関西大学教授）、畠瑞穂（東京大学教授）、小野憲一（大阪地裁判事）、清水正憲（大阪弁護士会弁護士）であり、それぞれの研究分担を決めながら研究を進めている。ただし実務家の二人は、コメントーターとしてテーマの全般にわたり、コメントをする形をとっている。研究分担としては、本間靖規「手続保障の現代的課題」、高田昌宏「証明権・実体的訴訟指揮」、越山和広「訴訟促進義務・事案解明

義務」、畠瑞穂「弁論主義・職権探知主義」である。本研究は、司法改革の中での民事裁判における審理の基本原則を再検討し、従来の審理原則にどのような変容や説明の困難が生じているのかを解明することを目的とするものである。すでに4回研究会を持ち、各担当者からの研究報告、議論を行った。その成果の一部は、民事訴訟法学会関西支部での報告ならびに東京大学における報告として発表したところである。本研究会の成果は、2010年5月16日（日）に行われる日本民事訴訟法学会大会でのシンポジウムにおいて発表されることになる。

倒産・再生法制研究奨励金事業の運営について

倒産・再生法制奨励金事業は、次のような規則及び指針に従って行います。

I [運営委員会規則]

第1条 倒産・再生法制奨励金事業を遂行するために、運営委員会を設置し、次の運営委員をおく。

- (1) 運営担当理事 1名
- (2) 運営委員 6名

2 運営担当理事及び運営委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 運営委員の任期は2年とする。

4 運営委員は、理事、評議員又は選考委員を兼ねる事が出来る。

5 運営委員会の委員長は、運営委員の互選によって決める。

6 運営委員会は運営委員会委員長が招集する。運営委員会委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、運営委員長又は運営担当理事のあらかじめ指名する委員が召集する。

7 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

8 運営委員会には、寄附行為第27条を準用する。この場合において、同条に「理事会」とあるのは「運営委員会」、「理事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

第2条 運営委員会は理事長に事業計画及び予算書を提出し、理事会の同意をえるものとする。

第3条 運営委員会は理事長に事業報告及び収支決算報告を提出し、理事会の承認をえるものとする。

第4条 運営委員会は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象の決定について選考委員会に意見を諮詢するものとする。

第5条 運営委員会は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象を決定し、それらを理事会に報告する。

2 運営委員会は、懸賞論文、国際会議開催、研究助成、講演会の開催、その他必要と認められた事業についての結果を事業報告として基金報に掲載するものとする。

3 運営委員会は前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

II 倒産・再生法制研究奨励金の事業の指針

当倒産・再生法制研究奨励金の事業はおおむね次のような指針に従って行います。

- (1) 倒産・再生法制研究に関する研究論文に賞を出すものとする。
- (2) 上記(1)に該当する論文を英語に抄訳し、海外に発信するために、英訳を援助するものとする。
- (3) 倒産・再生法制研究に関する国際会議の開催を援助するものとする。

- (4) 倒産・再生法制研究に関する研究に対して研究の助成をするものとする。
- (5) 倒産・再生法制研究に関する講演会の開催を援助するものとする。
- (6) その他、倒産・再生法制研究に関する必要と判断される事業について援助するものとする。

上記(1)懸賞論文について

1 論文募集方法・選定基準・受賞の公表

a) 公募

受賞対象は、関係分野に関する雑誌等を通じて公募し、且つ広く大学にも募集を通知する。もしくは研究論文として発表されたものの中から選考委員会が推薦するものとする。

受賞対象は、学生（学部学生・大学院生・法科大学院生）を含む一般人とする。

b) 選定基準

運営委員会の中に、当該課題について、成果があり、賞に値する論文であるか否かを審査するための選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）を置き、審査の結果を運営委員会に報告するものとする。

c) 受賞の公表

受賞者については、基金報に公表するものとする。

上記(3)倒産・再生法制研究についての国際会議が開催される場合、理事会の了承を得、これを援助するものとする。

上記(4)については「研究助成事業の運営について」に準じて助成するものとする。

上記(5)については講演会開催に当該テーマにかかる演題がある場合、これを援助するものとする。

上記(6)については、理事長の要請により、理事会の承認を得て実施するものとする。

倒産・再生法制研究奨励金運営委員会

任期 平成21年6月1日から
平成23年5月31日まで

委員長 伊藤 真（早稲田大学教授）
委員 加藤 哲夫（早稲田大学教授）
坂井 秀行（弁護士）
多比羅 誠（弁護士）

出水 順（弁護士）
松澤 三男（商事法務研究会理事）
松下 淳一（東京大学教授）

倒産・再生法制研究奨励金論文選考委員会委員

任期 平成21年6月1日から
平成23年5月31日まで

加藤 哲夫（早稲田大学教授）
岡 正晶（弁護士）
沖野 真巳（一橋大学教授）
佐藤 鉄男（中央大学教授）
田頭 章一（上智大学教授）

出水 順（弁護士）
中田 裕康（東京大学教授）
西澤 宗英（青山学院大学教授）
松下 淳一（東京大学教授）
山本 弘（神戸大学教授）

民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ

財団法人民事紛争処理研究基金では、毎年度、4月1日～5月上旬頃の申請応募受付で、研究助成の申請を募集する予定あります。

民事紛争処理に関する研究を助成対象とし、1件につき100万円以下で、毎年度数件の助成を予定しております。個人研究でも共同研究でもよく、また申請できる方は、研究機関に所属する人に限らず、法曹実務家でも可能です。詳しくは、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスでお尋ねください。

倒産・再生法制研究奨励金 懸賞論文募集について

(通称 トリプルアイ・高木賞)

倒産・再生法制研究奨励金運営委員会では、4月1日から7月末日の締め切りで、広く倒産・再生法制に関する研究を行なっている個人（学生〔学部学生・大学院生・法科大学院生〕）及び一般個人（年齢40歳未満の若手研究者および実務家）を対象として倒産・再生法制研究に関する優れた著書・論文を募集しています。

一般個人部門 副賞として1件につき100万円、学生部門 副賞として30万円を予定しています。詳しくは、研究助成同様、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスにてお問い合わせ下さい。

〈連絡先〉 ☎113-0033 東京都文京区本郷6-2-10-501

財団法人 民事紛争処理研究基金事務局

☎ 03 (3818) 6150 FAX 03 (3818) 0344

<http://www.mnh.or.jp/>

研究助成事業の運営について

当基金の研究助成事業は、次のような規則及び指針に従って行います。

I [選考委員会規則] 昭和61年3月10日決定 同日施行

第1条 選考委員会の委員長は、選考委員の互選によって決める。

2 選考委員会は、委員長が招集する。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員が招集する。

3 選考委員会の議長は、委員長がこれに当る。

4 選考委員会には、寄附行為第27条を準用する。この場合において、同条に「理事会」とあるのは「選考委員会」、「理事」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

第2条 選考委員会は、一般研究及び特定研究の助成対象を決定し、その結果を理事長に報告する。

2 選考委員会は、助成した研究の成果について検討し、その結果を事業報告として機関誌に掲載するものとする。

3 選考委員会は、前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

II [研究助成の指針] 平成9年6月13日改正

当基金の研究助成はおおむね次のような指針に従って行ないます。

1 研究助成の募集方法・選定基準・成果公表

(1) 助成対象の公募

a) 助成対象は、民事訴訟に関する雑誌等を通じて公募する。 b) 助成する研究の担当者は、大学又は研究所に籍を置く者に限定しない。

(2) 助成対象の選定基準

a) 当該課題について、成果をあげる見込みがあるか否かを調査する。
b) 研究の実施期間が、数年にわたるものと考慮するものとする
c) 研究成果の著しい者又は研究班に対しては、2回以上助成してもよいものとす

る。

(3) 研究成果の公表

a) 本基金が助成した研究については、その研究者又は研究代表者は、その研究成果を公表しなければならない。また、公表の際には、当基金の助成を受けたことを明示しなければならない。

b) 選考委員会は、研究の公表のために、必要と認めるときは、その費用を補助することができるものとする。

2 一般研究の助成について

「民事紛争処理に関する一般研究」の課題は、民事紛争処理に関するものであればよく、とくに限定しない。

3 特定研究の助成について

次のような各テーマを継続的に特定研究の対象とする。

A 倒産紛争処理に関する研究

経済社会における倒産処理の実態、各種の法定倒産処理法制の見直し、法的倒産処理の実態とその機能、各業種特有の倒産処理の在り方に関する研究等。

B 裁判外紛争処理に関する研究

各地域社会に密着した、市民間の諸々の紛争を裁判外で処理するためのセンターを設立することの可否、当否に関する研究

C 国際取引紛争処理に関する研究

助成対象は、次のいずれかの項目を含まなければならないものとする。

a) 日本の社会が現に経験している紛争の実態（例：種類、規模（金額、関係者の数等）、相手方の国籍、紛争の性質、紛争の原因等）の調査。

b) 紛争解決方法に関する実証的研究

D 民事紛争処理に関するテーマで、社会的要請があり、公共の利益に寄与し、緊急に学問的研究を推進する必要があると理事会が認めた研究

学会が主催するシンポジウムで、民事紛争処理に関するテーマを対象とするもの等。

平成21年度会計報告

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	6,510,138	9,163,535	△2,653,397
② 運用財産運用益	45,246	493,925	△448,679
③ 固定財産運用益	1,536,653	2,566,317	△1,029,664
④ その他の収益	363,000	416,092	△53,092
経常収益合計	8,455,037	12,639,869	△4,184,832
(1) 経常費用			
① 事業費			
研究助成	5,400,000	4,600,000	800,000
国際交流助成	600,000	1,400,000	△800,000
講演会	645,794	698,861	△53,067
記念講演出版	0	0	0
機関誌発行	491,417	500,000	△8,583
選考会賛	541,230	548,068	△6,838
通信費	319,030	448,810	△129,780
論文相談費	600,000	1,200,000	△600,000
論文選考会議費	499,232	499,202	30
論文選考会議料費	1,000,000	1,107,322	△107,322
論文英訳費支出	0	122,330	△122,330
論文募集宣伝費	234,150	200,000	34,150
論文募集開催諸費	199,396	199,681	△285
臨時雇賃金	600,000	600,000	0
給与手当	1,200,000	1,200,000	0
(2) 管理費			
職員手当	1,500,000	1,500,000	0
会議費	447,454	449,883	△2,429
通信費	140,833	299,974	△159,141
事務所維持費	449,228	599,971	△150,743
雜費	597,526	599,943	△2,417
退職給引当金繰入	500,000	500,000	0
(3) 予備費	0	0	0
経常費用合計	15,965,290	17,274,045	△1,308,755
当期経常増減額	△7,510,253	△4,634,176	△2,876,077
I. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 寄付金収益	49,999	230,000	△180,001
経常外収益合計	49,999	230,000	△180,001
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	0	18,000,000	△18,000,000
② 記念講演出版積立	0	0	0
経常外費用合計	0	18,000,000	△18,000,000
当期経常外増減額	49,999	△17,770,000	17,819,999
当期一般正味財産増減額	△7,460,254	△22,404,176	14,943,922
-一般正味財産期首残高	47,365,508	69,769,684	△22,404,176
-一般正味財産期末残高	39,905,254	47,365,508	△7,460,254
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	241,110,000	241,110,000	0
指定正味財産期末残高	241,110,000	241,110,000	0
III 正味財産期末残高	281,015,254	288,475,508	△7,460,254

財産目録

平成22年3月31日現在

1. 総括表

基本財産	241,110,000円
運用財産	3,984,602円
固定財産	47,670,652円
合計	292,765,254円

2. 資産明細表

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	142,660
現金預金 みずほ銀行新橋支店	296,088
普通預金 みずほ銀行新橋支店	544
MMF 野村證券 本店	8,982
MMF 野村證券 マドロボリタン支店	252
USドルMMF 三菱UFJ證券	2,640
AUドル建値 大和證券	442,000
米ドル建値 三菱UFJ證券	2,330,000
ランド建値 大和證券	81,436
ランダム建値 大和證券	680,000
流動資産合計	3,984,602
2 固定資産	
(1) 基本財産	
内建債 AUドル建値 大和證券	100,000,000
AUドル建値 大和證券	22,800,000
NZドル建値 大和證券	910,000
NZドル建値 大和證券	30,600,000
AUドル建値 三菱UFJ證券	60,000,000
AUドル建値 三菱UFJ證券	10,400,000
AUドル建値 三菱UFJ證券	16,400,000
基本財産合計	211,110,000
(2) 特定資産	
退職給引当資産	1,080,000
米ドル建値 三菱UFJ證券	7,670,000
学術奨励金運用資産 三菱UFJ證券	15,607,000
下ルMMF 三菱UFJ證券	277
倒産・再生法則研究助成 米ドル建値 三菱UFJ證券	20,313,000
ドルMMF 三菱UFJ證券	375
記念講演出版積立金	3,000,000
米ドル建値 三菱UFJ證券	47,670,652
特定資産合計	288,780,652
固定資産合計	292,765,254
I 負債の部	
1 流動負債	
未払い金 未払負債合計	0
2 固定負債	
退職給引当金 記念講演出版積立金	8,750,000
固定負債合計	3,000,000
負債合計	11,750,000
正味財産合計	281,015,254

AU:オーストラリアドル CA:カナダドル NZ:ニュージーランドドル ランド:南アフリカランド

貸借対照表

平成22年3月31日現在

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	224,096	924,282	△700,186
有価証券	3,760,506	742,002	3,018,504
流動資産合計	3,984,602	1,666,284	2,318,318
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	241,110,000	241,110,000	0
基本財産合計	241,110,000	241,110,000	0
(2) 特定資産			
退職給引当資産	8,750,000	8,250,000	500,000
記念講演出版積立	3,000,000	3,000,000	0
減価償却引当資産	0	0	0
学術奨励金運用資産	15,607,277	22,253,071	△6,645,794
倒産・再生法則研究助成	20,313,375	23,446,153	△3,132,778
特定資産合計	47,670,652	56,949,224	△9,278,572
固定資産合計	288,780,652	288,059,224	△9,278,572
資産合計	292,765,254	299,725,508	△6,960,254
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 未払負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
退職給引当金 記念講演出版積立	8,750,000	8,250,000	500,000
減価償却引当金	3,000,000	3,000,000	0
固定負債合計	11,750,000	11,250,000	500,000
負債合計	11,750,000	11,250,000	500,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基礎財産	141,110,000	141,110,000	0
学術奨励基金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	241,110,000	241,110,000	0
(うち基本財産への充当額)	(241,110,000)	(241,110,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産	3,984,602	1,666,284	2,318,318
学術奨励基金運用財産	15,607,277	22,253,071	△6,645,794
倒産・再生法則研究助成	20,313,375	23,446,153	△3,132,778
一般正味財産合計	39,905,254	47,365,508	△7,460,254
(うち基礎財産への充当額)	(35,920,652)	(45,699,224)	△9,778,572
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	281,015,254	288,475,508	△7,460,254
負債及び正味財産合計	292,765,254	299,725,508	△6,960,254

役員一覧**理事及び監事**(任期) 平成21年6月1日から
平成23年5月31日まで

理事長 高橋 宏志 (中央大学教授)
常務理事 小山 稔 (弁護士)
徳田和幸 (同志社大学教授)
理事 石川 正 (弁護士)
伊藤吉彥 (早稲田大学教授)
梅本一 (専修大学教授)
落合誠 (中央大学教授)
柏木昇 (中央大学教授)

河坂正 (福岡大学教授)
永能一 (慶應義塾大学名誉教授)
前田善郎 (弁護士)
松本重行 (学習院大学教授)
本邦久之 (学習院大学教授)
監事 武永 (龍谷大学教授)
内井史和 (公認会計士)
井衛之 (中央大学総長・学長・教授)

評議員(任期) 平成21年6月1日から
平成23年5月31日まで

池和上江小岡小勝河川久保利瀬
 辰正敏憲治郎潔不二郎正敏達弘基英裕紀
 田原頭川田原田合端河川棚鼓土西二
 夫幸(大阪大学教授)
 (日本電信電話 総務部門法務室長)
 (明治大学教授)
 (早稲田大学教授)
 (住友商事・理事法務部長)
 (日本電気 執行役員・法務部長)
 (弁護士)
 (関西電力 常務執行役員・総務室長)
 (弁護士)
 (弁護士)
 (弁護士)
 (弁護士)
 (生命保険協会 理事・事務局長)
 (東京電力 取締役副社長)
 (一橋大学教授)
 (新日本製鉄 顧問)
 (弁護士)

西野博(三菱重工業 法務部長)
 村村弘(学習院大学教授)
 村秀敏(専修大学教授)
 村瑞穂(東京大学教授)
 村勝男(日本損害保険協会 専務理事)
 村間規(日本司法書士会連合会 会長)
 村靖(名古屋大学教授)
 村竜雄(商事法務研究会 専務理事)
 村恒雄(一橋大学教授)
 村俊夫(日本海運集会所 常勤顧問)
 村紀(弁護士)
 村浩一(慶應義塾大学教授)
 村子(東北大学教授)
 村友信(東京大学教授)
 村彦己(京都大学教授)

(役員は全て非常勤)

選考委員(任期) 平成22年6月1日から
平成24年5月31日まで

相澤田原野田橋村幡井英真紳泰勝正敦純正
 孝(一橋大学教授)
 (慶應義塾大学教授)
 (東京大学教授)
 (早稲田大学教授)
 (東京大学教授)
 (弁護士)
 (東京大学教授)
 (上智大学教授)
 (京都大学教授)

高田裕(東京大学教授)
 出順(弁護士)
 水澤宗英(青山学院大学教授)
 西野正充(立教大学教授)
 澤村修也(中央大学教授)
 藤野由起子(学習院大学教授)
 藤谷淳一(東京大学教授)
 部長弘(神戸大学教授)

〈財団法人 民事紛争処理研究基金報 第25号〉平成22年6月4日発行
(年1回発行)

*題字は、故菊井雄大理事に揮毫していただきました。
 *シンボルマークは、竜喜助先生の考案によるものです。

編集・発行 財団法人 民事紛争処理研究基金
〈事務所〉〈連絡先〉

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-10-501

☎ 03 (3818) 6150

FAX 03 (3818) 0344

http://www.mhk.or.jp/

(財) 民事紛争処理研究基金

顧問

青山 善充 (東京大学名誉教授)
石川 明 (慶應義塾大学名誉教授)
上田徹一郎 (関西学院大学名誉教授)
鴻 常夫 (東京大学名誉教授)
河本 一郎 (神戸大学名誉教授)
釤澤 一郎 (弁護士)
畔柳 達雄 (弁護士)
小島 武司 (桐蔭横浜大学学長)
新堂 幸司 (東京大学名誉教授)
鈴木 正裕 (神戸大学名誉教授)
竹下 守夫 (一橋大学名誉教授・駿河台大学総長)
谷口 安平 (京都大学名誉教授)
中筋 一朗 (弁護士)
中野貞一郎 (大阪大学名誉教授)
納谷 廣美 (明治大学学長)
林屋 礼二 (東北大学名誉教授)
原井龍一郎 (弁護士)
福永 有利 (神戸大学名誉教授)
前田 康 (学習院大学名誉教授)
松浦 韶 (名古屋大学名誉教授)
三ヶ月 章 (東京大学名誉教授)
本林 徹 (弁護士)
吉村 徳重 (九州大学名誉教授)

(平成 22 年 6 月 4 日現在)